

ハイキングに行った野山、海水浴で訪れた砂浜、ピクニックを楽しんだ河川敷。そんな場所で、明らかに放置されたと分かるごみを見てがっかりした覚えはありませんか？
不法投棄は景観を損ねるだけでなく、豊かな自然を破壊します。みんなの力で不法投棄を根絶しましょう！

秋

田市内で確認された不法投棄は、平成22年度が249件、23年度が197件、24年度が116件と、ここ数年減少傾向ですが、あくまでも「不法投棄ゼロ」が私たちの目標です。

市では、職員や委託業者が、日中はもちろん早朝・夜間にもパトロールを行っているほか、70人の不法投棄監視員が地域を巡回しています。

視を行っています。

みなさんも、不法投棄を見つけたら、廃棄物

対策課へご連絡ください。

また、昨年度から、町内会で取り組む「不法投棄ゼロ宣言」事業を実施しています。

地区内での不法投棄防止活動を市が支援するこの取り組み。現在、9町内が4月から11月にかけて、山野・林道のパトロールや清掃活動、沿道や共有地の草



刈りなどを行

い、「不法投棄ゼロ」の達成に向け、市民協働での活動を進めています。



林道の草刈り作業の様子(下浜名ヶ沢自治会)

ご

みは、いったん捨てられた場所に繰り返し捨てられる傾向があります。

また、不法投棄を見つけて片付けるだけでは、根本的な解決にはなりません。土地の管理者は、定期的な巡回や看板を設置するなど、不法投棄されないよう適正な管理をお願いします。

ごみ処理は正しく

- 家庭ごみ、資源化物：指定ごみ袋に入れて、各地区の収集日に集積所へ出してください
- 粗大ごみ：捨てる物の、縦・横・高さを測って、粗大ごみ専用電話☎(839)2002へお申し込みください
- 一時多量ごみ、事業系ごみ：総合環境センター(河辺豊成)へ自己搬入するか、市の許可業者にご依頼ください
- 危険物や処理できない物：タイヤ、農機具、消火器、バッテリーなどは、専門業者または購入店にご依頼ください
- 家電四品目：テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫、エアコンは、購入店などで回収します

ふるさとの豊かな自然を守るため 許すな！ 不法投棄



お問い合わせ 不法投棄は廃棄物対策課☎(866)2076
ごみの分別・収集は環境都市推進課☎(863)6631

市役所からの お知らせ

*市の事業について、詳しくは各課へお問い合わせいただくか、秋田市ホームページをご覧ください。http://www.city.akita.akita.jp/

計量器の定期検査



計量器を取り引きや証明のために使用する場合は、下表の会場で必ず2年に1度の定期検査を受けてください。

計量器のおもな用途

- ①商店などで量り売りに使用するもの
- ②病院、学校などで記録・証明に使用するもの

おもな検査手数料

ばねばかり1器▶500円(100*以下)
電気式ばかり1器▶1,400円(100*以下)

地区	検査月日	時間	会場
牛島・卸町	7月3日(水)	10:00~11:30	南部公民館
		13:30~15:00	榑山地区コミセン
榑山・南通	7月4日(木)	10:00~11:30	泉地区コミセン
		13:30~15:00	保戸野地区コミセン
泉	7月5日(金)	10:00~11:30	東地区コミセン
保戸野		13:30~15:00	明徳地区コミセン
東通・横森・桜	7月9日(火)	10:00~11:30	秋田市計量検査所 (八橋球技場となり)
千秋・手形		13:30~15:00	
山王・旭北大町	7月10日(水)	10:00~15:00	
川尻・川元・八橋	7月11日(木)	10:00~15:00	
中通・高陽	7月12日(金)	10:00~15:00	

*上表で都合がつかない時は、他の地区で検査を受けるか、市に代わって検査機関が行う検査を受けてください。

問 秋田市計量検査所(市民相談センター内) ☎(866)8831

自主防災リーダー研修会



地域で防災の中心的役割を担うかたが対象です。防災知識と応急手当の講習を行います。参加無料。

日時▶7月6日(土)午後1時30分~4時 **会場**▶サンパル秋田(文化会館内) **定員**▶50人

申し込み▶はがきかFAX、Eメールに氏名、電話番号、町内会名を書いて7月1日(月)(必着)まで、
〒010-8560
防災安全対策課自主防災組織担当
FAX(823)5099

Eメール ro-grnds@city.akita.akita.jp
●問い合わせ 防災安全対策課
☎(866)2021

第3次地域福祉計画を一緒に策定しませんか

「第3次地域福祉計画(仮称)」策定のためのワークショップ参加者を募集します。ワークショップでは、地域福祉を進めるための生活課題の抽出、課題解決の方策、市民の役割などを話し合います。

日時▶7月12日(金)・18日(木)・26日(金)・8月2日(金)・9日(金)のいずれも午後2時~4時

会場▶サンパル秋田(文化会館内)

申し込み▶はがきかFAX、Eメールに住所、氏名、電話番号を書いて7月1日(月)(必着)まで、
〒010-8560
福祉総務課地域福祉推進室
FAX(866)2417

Eメール ro-wfmm@city.akita.akita.jp

●問い合わせ
福祉総務課 ☎(866)2090

エイジフレンドリーシティ 行動計画にご意見を

高齢者にやさしいまちを実現するための、「エイジフレンドリーシティ行動計画(案)」に対するご意見を募集します。計画案は次の場所でご覧いただけるほか、ホームページにも掲載しています。

閲覧場所▶市役所(市民談話コーナー、長寿福祉課)、北部・西部・河辺・雄和の各市民サービスセンター、アルヴェ駅東サービスセンター、岩見三内・大正寺の各連絡所、各公民館、各地域センター、市老人福祉センター(八橋)

募集期間▶6月21日(金)~7月7日(日)

意見の提出方法

閲覧場所にある用紙に必要項目を書いて投函箱へ入れるか、意見住所、氏名、電話番号を書いて、郵送またはFAX、Eメールで、長寿福祉課へ(郵送の場合は7月

8日(月)消印有効)

〒010-8560 長寿福祉課
FAX(866)8962

Eメール ro-wfmg@city.akita.akita.jp
●問い合わせ
長寿福祉課 ☎(866)2095

放課後児童クラブの開設は届出が必要ですよ

放課後児童クラブ(学童保育クラブ)を新たに開設する場合、社会福祉法などの規定により、事業開始の日から1か月以内に開始届を市に提出する必要があります。すでに開設していて開始届が未提出のクラブや、将来開設を予定しているかたは、子ども育成課放課後児童担当へご連絡ください。

●問い合わせ 子ども育成課
☎(826)9048

駅東サービスセンターと自動交付機を休止

7月6日(土)・7日(日)は住民基本台帳システム改修のため、駅東サービスセンターの窓口業務と、市役所本庁舎、北部・西部の各市民サービスセンター、駅東サービスセンター、秋田テルサ、にぎわい交流館にある自動交付機を休止します。

●問い合わせ
市民課 ☎(866)2018